

徳島県剣道連盟杖道称号・段級位審査規則

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、徳島県剣道連盟杖道称号・段級位審査規則に基づき、杖道の称号及び段級位の審査、授与等について定める。

(第2条から第5条まで)

徳島県剣道連盟杖道称号・段級位審査規則（以下「審査規則」という。）第2条から第5条までの規定を準用する。

(審査員の選考基準及び審査員の数)

第 6 条 級段位の審査員を選考する基準は次のとおりとする。

- 2 級位を審査する審査員は錬士六段以上の資格を有する審査員3名を以って構成し、実技の審査にあたる。
- 3 初段ないし三段以上を審査する審査員は錬士六段以上の資格を有する審査員5名を以って構成し、実技・学科の審査にあたる。
- 4 四段及び五段を審査する審査員は教士七段以上の資格を有する審査員6名を以って構成し、実技・学科の審査にあたる。
- 5 徳島県剣道連盟（以下「県剣連」という。）において、審査員の選考基準に該当する者がいない場合は、他の都道府県剣道連盟において審査員選考委員会で選考された審査員を他の都道府県剣道連盟会長との協議の上、県剣連会長が審査の都度審査員を招聘し、審査にあたる。

(第7条及び第8条)

審査規則第7条及び第8条の規定を準用する。

第2章 段級位の審査

(付与基準)

第 9 条 県剣連における審査の級位は八級より一級までの8階級、段位は初段より五段までの5階級とし、それぞれ次の各号の基準に該当する者に与えられる。

- (1) 級位は、杖道の基本を修習し、各階級に応じた技倆相当と認められる者
- (2) 初段は、杖道の基本を修習し、技倆良なる者
- (3) 二段は、杖道の基本を修得し、技倆良好なる者
- (4) 三段は、杖道の基本を修錬し、技倆優なる者
- (5) 四段は、杖道の基本と応用を修熟し、技倆優良なる者
- (6) 五段は、杖道の基本と応用を錬熟し、技倆秀なる者

(審査区分)

第10条 級位及び初段ないし五段までの審査は県剣連が全剣連より委任されて行い、六段以上は全剣連が行う。

2 級位及び初段ないし五段までの審査は、中央において一会場で行う。

(受審資格)

第11条 審査規則第11条の規定を準用する。ただし、大学生、一般（大学生相当年齢以上）については一級を認定とし、初段より受審できるものとする。

2 前項の規定により初段から受審するときは、一級の審査料及び登録料を添えて県剣連会長に認定申請書を提出し、一級の認定を受けなければならない。

(審査の方法)

第12条 級位の審査は実技を行い、段位の審査は実技及び学科について行う。

2 級位の実技は次の各号に定めるところにより行う。ただし、基本の単独動作及び全剣連杖道3本についてはあらかじめ指定し実施する。

(1) 一級 全剣連杖道の礼法及び基本の単独動作3本、全剣連杖道3本（「仕」・「打」交代して行う）

(2) 二級 全剣連杖道、太刀の礼法、持ち方、構え方、構えの解き方、基本の単独動作3本

(3) 三級 全剣連杖道、杖の礼法、姿勢、構え方、基本の単独動作3本

(4) 四級 全剣連杖道、杖の礼法、姿勢、構え方、基本の単独動作3本

(5) 五級 全剣連杖道、杖の礼法、姿勢、構え方、基本の単独動作2本

(6) 六級ないし八級は、認定による。

3 段位の実技は次の各号の定めるところにより「仕」・「打」交代して行う。

(1) 初段ないし三段は、全剣連杖道5本をあらかじめ指定し実施する。

(2) 四段ないし五段は、全剣連杖道5本をあらかじめ指定し実施する。

4 学科の審査は、筆記試験により行う。

5 初段ないし五段の審査において学科審査の不合格者は、その科目を再受審することができる。但し、再受審の受審期間は、不合格となった当該審査日から1年以内とし、回数は1回限りとする。

(審査の合否)

第13条 審査規則第13条の規定を準用する。ただし、級位の受審者は、審査員2名以上の合意により合格とする。

(第14条から第17条まで)

審査規則第14条から第17条までの規定を準用する。

附則

1 本規則は、令和4年4月1日から施行する。

徳島県剣道連盟杖道称号・段級位審査実施要領

1. 初段ないし五段の実技審査は、規則第9条に定める付与基準に基づくほか、「全日本剣道連盟杖道審判・審査上の着眼点」のうち、特に下記の項目に留意し、当該段位相当の実力があるか否かを審査する。

(1) 初段から三段まで

- ① 正しい着装と礼法
- ② 適正な姿勢
- ③ 基本に則した打突
- ④ 充実した氣勢

(2) 四段及び五段

初段ないし三段の留意事項に下記の項目を加えたもの

- ① 間と間合と角度に関する練熟度
- ② 剣（杖）の用法の練熟度
- ③ 気・剣（杖）・体の一致

2. 実技審査における実施本数及び内容は次のとおりとする。

(1) 級位

- ①一級 基本の単独動作 3本 突外打、胴払打、体外打
全剣連杖道（「仕」・「打」交代して行う） 3本 着杖、水月、引提
- ②二級 基本の単独動作 3本 繰付、繰放、体当
- ③三級 基本の単独動作 3本 返し突、逆手突、巻落
- ④四級 基本の単独動作 3本 本手打、逆手打、引落打
- ⑤五級 基本の単独動作 2本 本手打、逆手打

(2) 段位（「仕」・「打」交代して行う）

- ①初段 全剣連杖道 5本 着杖、水月、引提、斜面、左貫
- ②二段 全剣連杖道 5本 水月、引提、斜面、左貫、物見
- ③三段 全剣連杖道 5本 引提、斜面、左貫、物見、霞
- ④四段 全剣連杖道 5本 斜面、左貫、物見、霞、太刀落
- ⑤五段 全剣連杖道 5本 太刀落、雷打、正眼、乱留、乱合

附則

1 本要領は、令和4年4月1日から施行する。